

昭和三十三年政令第二百七十五号

高速自動車国道の路線を指定する政令
内閣は、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

高速自動車国道の路線名、起点、終点及び重要な経過地は、別表のとおりとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年一月一日政令第三四九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年一月二二日政令第三四八号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年三月一九日政令第四〇号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年一月二〇日政令第六九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年六月一八日政令第一八九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四六年六月八日政令第一七九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年六月三〇日政令第二五七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年一月六日政令第三六四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年二月二七日政令第二七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五七年一月二九日政令第一四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年二月四日政令第一〇号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年二月一七日政令第三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年二月二〇日政令第三七六号)

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成九年二月五日政令第一二二号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成二二年一月一九日政令第五号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成二六年三月一九日政令第五〇号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。
附則 (平成二〇年一月一八日政令第六六号)
この政令は、公布の日から施行する。

Table with 2 columns: 道車 (Road Vehicle) and 八戸線 (Yamaguchi Line). Lists various municipalities and cities along the route.

Table with 2 columns: 道車 (Road Vehicle) and 越上線 (Echigo Line). Lists various municipalities and cities along the route.

Table with 2 columns: 路線起終点 (Route Start/End Points) and 重要な経過地 (Important Areas). Lists various municipalities and cities.

Table with 2 columns: 道車 (Road Vehicle) and 越上線 (Echigo Line). Lists various municipalities and cities along the route.

Table with 2 columns: 道車 (Road Vehicle) and 越上線 (Echigo Line). Lists various municipalities and cities along the route.

